

[平成20年 第5回定例会]-[12月16日-06号]-P. 404

◆37番(青山圭一) 通告しておりました3点につきまして、順番を入れかえまして、浄水場整備における土地利用について、市立図書館について、退職手当について順次お伺いしたいと思います。

まず初めに、浄水場整備における土地利用について、水道局長に伺います。多摩区内における浄水場整備において土地の有効活用が求められていると思います。特に多摩区内にはグラウンドが不足しております。浄水場整備において土地の有効活用をどのように考えているのか伺います。とりわけ長沢浄水場においてはかつてグラウンドを市民に開放していた経緯があります。浄水場整備に際し、グラウンド等の整備を図り土地の有効活用をすべきと考えますが、課題、スケジュールも含めて伺います。

○議長(楠木茂哉) 水道局長。

◎水道局長(栗冠和美) 浄水場整備における土地利用についての御質問でございますが、再構築計画に基づく浄水場の統廃合並びに施設の更新に伴い各浄水場には未利用のスペースが生じることとなりますが、長沢浄水場及び生田浄水場に関しましては、水道施設の更新用地として将来的にも確保することとしております。また、潮見台浄水場は平成24年度には配水池などを除き浄水施設は廃止することとなりますので、廃止後の対応につきましては隣接する神奈川県内広域水道企業団と協議を進めているところでございます。未利用スペース等の有効活用方法につきましては、太陽光発電設備の設置や緑化等の環境対策、あるいは広場などを整備して市民に開放することなどが考えられます。グラウンド整備などにつきましても市民開放の方法の一つと考えられますが、活用方法につきましては、周辺にお住まいの皆様に対する生活環境の変化に十分配慮しなければならないと考えております。また、浄水場は水道水の安全で安定的な給水のために非常に重要な施設でありますので、有効活用方法につきましても水道水の安全の確保が大前提となります。いずれにいたしましても、工事の完成は平成28年度を予定しておりますので、それまでの間に検討を進め、方針を決定していきたいと考えております。以上でございます。

○議長(楠木茂哉) 青山議員。

◆37番(青山圭一) 答弁では長沢浄水場、生田浄水場の整備まで約8年あります。暫定的にグラウンドとして有効活用できないのか伺います。

○議長(楠木茂哉) 水道局長。

◎水道局長(栗冠和美) 長沢浄水場及び生田浄水場の暫定的なグラウンド使用についての御質問でございますが、浄水場の更新事業は、長沢浄水場が今年度から、また、生田浄水場は平成21年度から工事に着手する予定でございます。安定給水を確保し、既存の施設を維持しながらの工事となりますことから長期の工事期間を見込んでおり、工事完成予定は平成28年度となっております。したがって、工事期間中の暫定的なグラウンド使用

につきましては難しい状況でございます。また、生田配水池の整備につきましては、工事開始予定が平成24年度からとなっておりますが、毎年桜の開花時期に合わせて土曜、日曜の2日間市民開放しているところであり、工事着手までの可能な期間で継続していく考えでございます。なお、平成28年度の工事完了後における配水池上部の有効活用につきましては、近隣の皆様の御意見なども考慮しながら検討を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（鏑木茂哉） 青山議員。

◆37番（青山圭一） 答弁では暫定利用は難しいとのことであります。しかし、多摩区内にはグラウンドが不足している現状を考慮して何らかの対策が考えられないか、引き続き検討をお願いしたいと思います。それから、平成28年度の工事完成後の土地の有効活用ですが、グラウンド等の整備を前提に前向きに検討していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

次に、市立図書館についてであります。川崎市立図書館について教育長に伺います。本市を初め近隣都市における図書館において図書の扱いが問題となっております。本川崎市議会におきましても時折取り上げられておりますが、それは市民のモラルによるものだと言えどもそれまでかもしれませんが、市立図書館における図書は川崎市民における貴重な財産でもあります。そこで、過去3年間の市立図書館における除籍冊数及びその内訳、除籍に伴う損害金額について伺います。また、長期未返却者や使用不可能となった本に対する利用者への対応——弁償等ですけれども——並びに紛失本——盗難ですね——の対策についてどのような対策をとっているのか伺いたいと思います。

また、このような除籍本等の対策や事務処理の迅速化のために、他都市、例えば福岡市、さいたま市においてはICタグを書籍に貼付し管理を行っている自治体もあります。そういった対策について本市の考えを伺います。

さらに、昨今ゆったりとくつろげる空間やお子さんへの読み聞かせの空間、ビジネスマンを対象にした執務席の設置など多様なニーズにこたえられる施設の充実がなされている図書館がふえております。本市の今後の対応を伺いたいと思います。以上です。

○議長（鏑木茂哉） 教育長。

◎教育長（木場田文夫） 市立図書館の除籍冊数等についての御質問でございますが、初めに、資料の除籍につきましては、川崎市立図書館資料除籍内規に基づきまして、汚損・破損本、内容が古くなり時代に合わなくなった本、回収不能本及び不明本等について除籍を行っております。除籍冊数につきましては、平成17年度は長期未返却355冊、不明本2万4,364冊、平成18年度は長期未返却1,275冊、不明本1万3,754冊、平成19年度は長期未返却38冊、不明本1万1,346冊となっております。損害金額は、不明本及び長期未返却資料だけで、平成17年度3,591万円、平成18年度1,997万円、平成19年度1,482万円となっております。

次に、長期未返却や使用不可能となった本に対する利用者への対応についてでございますが、返却期限が大幅におくれている長期未返却者につきましては図書の貸し出しを停止

しておりますが、さらに、1月を目途に予約の受け付け停止も検討しているところでございます。また、汚損、破損等利用者に過失がある場合には本を弁償いただいております。紛失本削減の対策につきましては、利用者へのモラル向上のため、不正持ち出し禁止に関するポスター掲示等を行い、利用者への啓発を図っているところでございます。

次に、I Cタグの導入につきましては、不正持ち出し図書等の抑制に大変有効なものであると考えておりますので、新中原図書館の平成24年度開館を契機に、I Cタグの導入も含めて図書盗難防止装置の導入を図る等、不正持ち出し防止策の強化について検討してまいりたいと考えております。

次に、図書館整備の今後の方向性についてでございますが、新中原図書館では、一般用及び児童用の開架スペース、閲覧コーナー、情報検索用コーナー、閉架書庫や図書館システム等の管理諸室等の整備を計画しておりますが、昼は親子連れやシニアの皆様が、夕方からは仕事帰りのビジネスマン等がゆっくりとくつろいで利用できる空間を整備してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（鍋木茂哉） 青山議員。

◆37番（青山圭一） ありがとうございます。予約の受け付け停止は1月からということですが、平成21年ということで多分よろしいかと思っておりますので、ちょっと確認ですけれども、うなずいていただければ結構ですけれども——はい、わかりました。

それから、答弁によれば、除籍本のうち、不明本については平成17年度2万4,364冊、平成18年度が1万3,754冊、平成19年度が1万1,346冊とのことであります。また、不明本及び長期未返却資料の損害金額は、平成17年度が3,591万円、平成18年度が1,997万円、平成19年度が1,482万円とのことであります。ところで、事前の調査によりますと、図書資料購入費の金額が、平成17年度1億4,200万円余、平成18年度が1億4,600万円余、平成19年度が1億4,500万円余でありますので、さきの不明本等の金額は年間の図書資料購入費の1割に当たるわけでありませぬ。早急な対応が求められると思えます。そこで、今後、I Cタグを導入することにより、こうした使用不可能本、不明本は大幅に減るのではないかと考えます。

問題の一つには、使用不可能本についての対応が挙げられます。現在のシステムでは、借りた方が窓口で返却をした場合、返却処理を行ったと同時に借りた人の記録が消されてしまうようであります。本を適正に管理すべき立場に立てば、本を返却後に使用不可能本が発見された場合、直近の借り主に問い合わせをするなりの対応が必要と考えますが、見解を伺いたいと思えます。また、除籍本の内訳の中で汚損、破損がどのくらい発生しているのか把握をしていないようでありますが、汚損・破損防止の観点からも現状を調査し対策を講じるべきと考えますが、教育長の見解を伺いたいと思えます。以上です。

○議長（鍋木茂哉） 教育長。

◎教育長（木場田文夫） 本の貸し出し履歴についての御質問でございますが、初めに、図書館では、個人情報保護の観点から本を返却された時点で貸し出し履歴を削除しており

ます。個人の貸し出し情報は思想信条の自由に触れることもあり、図書館では利用者の個人情報を守ることに配慮する必要があるところがございます。

次に、使用不可能で除籍した本のうち、汚損・破損本と内容の古くなった本の把握については、現在、コンピューター処理上区別をしていないため、数字をお示しすることは不可能でございます。また、だれがどの段階で書き込みや切り取りを行ったのかを突きとめることや1人10冊まで本の貸し出しが現在受けられる中で、貸し出し時及び返却時に本の中身を1冊1冊チェックし、書き込みや切り取り等がないことを確認することは極めて困難でございますが、今後、汚損・破損本の数量について事例的な調査方法を検討してまいりたいと存じます。

図書館の本は市民の大切な財産でございますので、汚損・破損本を減らすために、被害に遭った本の展示やかわさき図書館だより、図書館ホームページ等で広報を行ってまいりましたが、今後も気持ちよく御利用いただくために、利用者の皆様が御自身でお気づきになったこと等を返却時に図書館にお知らせいただくなど、利用者に協力をお願いしながら、各館や読書のまち・かわさきのイベントなども活用いたしまして、利用者のモラル向上をさらに図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（鍋木茂哉） 青山議員。

◆37番（青山圭一） ありがとうございます。教育委員会さんのほうからこの汚損・破損本をちょっと借りてきたんですけれども、これは水にぬれちゃって本当に使い物にならないということで、こういう本がたくさんあるわけなんです。今の答弁の中では、返した瞬間にだれに貸していたかというのがわからなくなってしまいうということもありますし、返却ボックスに返してしまった場合、そのときはまだわかるかもしれませんが、その後追いというのは全然やっていないわけなんです。いろいろ事情があって難しいということもいただいたんですけれども、先ほども申し上げましたように、不明本、長期未返却の損害金だけで、平成19年度だけをとっても年間1,400万円の損害金額と。これは平成19年度新規図書購入費約1億4,000万円の1割の金額に当たるわけであって、対策を講じられない理由を並べるのではなく、いかに対策を図りこのような問題に対処していくかが必要と考えます。ぜひいま一度御検討をお願いしたいと思いますし、今後、事例的な調査方法を検討するという答弁もいただきましたので、そちらについてはぜひこの調査を含めてお願いしたいと思います。

最後に、平成24年度開館を予定している新中原図書館開館を契機に、不正防止、不明本対策——いわゆる盗難防止、事務処理の大幅な簡素化として有効であるICタグ導入を図るとのことです。対応をよろしく申し上げます。財政局長にはそれ相応の予算措置をぜひお願いしたいと思います。新中原図書館については、最近はやりの都市型図書館としての機能を備えた空間となることを望む次第であります。ぜひ取り組みをお願いしたいと思います。

次に、退職手当について、総務局長にお伺いしたいと思います。国または地方公共団体の職員に支払われる退職手当については、一般に職員が長期間、国または地方公共団体の職員として勤務した期間に応じて支払われる勤務報償並びに給与の後払い的性格を有する

ものであります。したがって、国または当該地方公共団体に属した期間分——働いた期間分ですね——に見合う分の手当のみを支給するのが原則ととらえてよろしいですか。総務局長に伺います。

○議長（鍋木茂哉） 総務局長。

◎総務局長（長坂潔） 退職手当の支給についての御質問でございますが、退職手当の算定の基礎となります勤続期間につきましては、川崎市職員退職手当支給条例第10条第1項の定めのとおり、原則といたしましては、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数を職員の引き続いた在職期間として計算することとなっているものでございます。以上でございます。

○議長（鍋木茂哉） 青山議員。

◆37番（青山圭一） 原則は在職期間に応じてとのことではありますが、実は国や他の地方自治体に勤務していた場合、その期間を通算して退職手当を支払うことができる制度があります。つまり、それは例えば、国または地方公共団体に数十年間にわたり勤務した後、定年までのわずか数年を本市で勤務した場合、最終的に本市で定年退職を迎えるため、本市より退職手当全額を支給するケースも認められている制度です。本市においてこの制度を適用した実績を過去3年間分お示しいただきたいと思います。年度ごとの人数及び合計金額、さらに、本市在職期間が短いにもかかわらず、相当程度の退職金の支払いがされている事例、具体的に3～4例御提示をいただきたいと思います。

○議長（鍋木茂哉） 総務局長。

◎総務局長（長坂潔） 勤続期間の通算制度についての御質問でございますが、勤続期間の通算制度につきましては、退職手当支給条例第10条第2項におきまして、国家公務員または職員以外の地方公務員等が引き続いて職員となった場合であって、特に市長が必要と認めるときにつきましては、先ほど答弁いたしました勤続期間に当該職員の国等における在職期間を含むものとしてございます。この制度につきましては、国や地方自治体等における人事交流を円滑に行う趣旨から、地方自治法第252条の18の2に当該措置を講ずるよう努めなければならないと規定されていることに基づき設けているものでございます。

次に、本制度を適用した実績についてでございますが、本市職員として勤務した期間を含めた退職手当の総額といたしまして、平成19年度が24件で約6億1,600万円、平成18年度が15件で約3億4,100万円、平成17年度が15件で約2億1,200万円となっております。また、人事交流が頻繁に行われる教員や医師等の職種につきましては、他団体における在職期間に比べて本市在職期間が相当短いケースでの退職も相応にある状況にございます。以上でございます。

○議長（鍋木茂哉） 青山議員。

◆37番（青山圭一） 答弁では、この国または他自治体に在職をした期間と本市に在職した期間を通算した本制度を活用した実績として、退職手当の総額として、平成19年度が24件、約6億1,600万円、平成18年度が15件で約3億4,100万円、平成17年度が15件で約2億1,200万円とのことであります。そして、他団体における在職期間に比べて本市在職期間が相当短いケースでの退職も相応にあるということでありました。この本市在職期間が相当短いケースが私は今回大きな問題だと思います。相応にあるということですが、具体例を列挙していただけなかったのも、そんなこともあろうかと思って私のほうから申し上げさせていただきます。ちょっと資料を用意させていただきました。平成19年度、国または地方自治体職員である期間がここです。それからあと本市在職期間が真ん中で、退職額が一番左ということであります。上から見ますと、この方は37年国または他の自治体に勤務し、本市在職がわずか1年で退職金額が約3,000万円、同じく35年勤務で本市在職年数は2年、約3,200万円の退職手当額が支給されています。次に29年で5年で約2,800万円、これが平成19年度であります。平成18年度を見ますと、35年他団体に勤務をし、本市が5年で約2,700万円の退職金、そして36年、2年、約2,900万円ということであります。このような数値を総務局長は承知をしておりますでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（鍋木茂哉） 総務局長。

◎総務局長（長坂潔） 勤続期間の通算事例についての御質問でございますが、他団体における在職期間に比べて本市在職期間が相当短い事例につきましては承知しているところでございます。例えば教員につきましては、県費負担職員も市費負担職員も任命権者は同じ本市教育委員会でございますので、双方における人材活用の一環としてこのような事例も生じているところでございます。以上でございます。

○議長（鍋木茂哉） 青山議員。

◆37番（青山圭一） 人材活用の一環としてこのような事例も生じているとのことであります。在職期間を見ると、非常に極端な話かなと思うんですけども、確認をしますが、例えば平成19年度を例に挙げると、本市在職期間1年、他自治体等の在職期間は37年で約3,000万円の退職手当を本市が支払っております。また別の例では、本市在職5年、他自治体の在職期間は29年で約2,800万円の退職手当を本市が支払っております。平成18年度においても、本市在職期間5年、他自治体在職期間は35年で約2,700万円の退職手当を本市が支払ったという経緯があります。本市在職期間が短くても、一般的に言って非常に大きいこの額の退職金を支払うことについて、例えば本市以外の自治体に在職していた期間に相当する退職手当については期間案分をして当該自治体に請求するなりの対応をすべきという考えもありますが、見解を伺いたいと思います。

○議長（鍋木茂哉） 総務局長。

◎総務局長（長坂潔） 勤続期間の通算制度についての御質問でございますが、本制度につきましては、先ほど申しあげました趣旨に基づき、国を初め各地方自治体におきましても同様に設けることとされているものでございます。本市を退職後、引き続き本制度を有する国や他の地方自治体の職員になった場合につきましては、当該団体におきまして本市の職員であった期間を含め勤続期間の通算が行われますことから、本市のみが一方的に退職手当の負担をしている状況にはないものと認識しております。したがって、本制度の趣旨を考慮しますと、本市の在職期間分の退職手当のみを本市が負担すればよい性格のものではないものと考えております。以上でございます。

○議長（鏑木茂哉） 青山議員。

◆37番（青山圭一） 制度の趣旨からやむなしということであります。しかし、常識的に考えて、事前にいただいた資料と先ほどの答弁を総合すると、平成19年度の本市退職者921人のうち、中途入庁職員の退職者数は24人であり、この24人の中には、先ほど申しあげましたように、本市在職期間がわずか数年のケースもあるわけでありまして。今日、本市においては、行革の推進として債権確保強化、職員数の削減など徹底した行革を行い、来年度は減債基金からの借り入れをすることなく予算が組める体制を構築するため、全庁を挙げての取り組みがなされております。しかし、サブプライムローンの影響等により今後の増収の見込めない厳しい状況であります。このような本市の財政状況を勘案すると、たとえ地方自治法に国及び他自治体における在職期間を通算するよう努めなければならないと規定があったとしても、本市において在職していない期間の対価を支払うだけの余裕は本市にはないものと考えます。もちろん、地方自治法で規定されているので、たとえ本市において在職期間が短くても支払わないわけにはいかないと断言してしまえばそれまでかもしれませんが、先ほども申しあげましたように、本市は財政的にも大変厳しく、一般会計においても約9,000億円を超える市債残高もあります。

今なすべきことは、少しでも財政を豊かにするための努力と市民からの大切な税金を有効に活用することでありまして。川崎市民のために働いた方への手当であれば、市民からの税金は有効に活用されていたと言えらると思っております。しかし、他自治体で勤務していた分までも本市が負担するという事実は、果たして市民からの税金を有効に活用していると言えるのでしょうか。地方自治法で規定されているから仕方がないと言って終わりにするのはなく、地方自治法の見直しを国に働きかけを行うことが必要と考えます。また、さきの地方自治法の規定は努めなければならないと書かれている努力規定でもあり、さらに条例にも特に市長が必要と認めたとときと記載されております。したがって、働いた期間に応じた額を支払うことが相当であり、それ以外の期間に対応する額は、国または当該地方自治体が本来どおり負担するようすべきと考えます。これまでの議論を踏まえ、他自治体に在職した期間を通算する退職手当制度に対する市長の見解を伺いたいと思っております。

○議長（鏑木茂哉） 市長。

◎市長（阿部孝夫） 退職手当に係る勤続期間の通算制度についてのお尋ねでございます

が、現行の制度には御指摘のような課題があるものと認識をいたしておりますけれども、先ほどの答弁にもありましたように、本制度は、国や地方自治体間における人事交流を円滑に行う趣旨から、地方自治法の規定に基づき設けているものでございます。また、本制度の趣旨をかんがみれば、職員が国等へ行く場合も来る場合もありまして、相互に費用を負担する状況にあること、職員の不利益を生じさせずに、例えば一たん退職後に任期付職員として採用するというような場合に果たして人材が確保できるのかどうか等々の問題もでございます。本市にとって必要な人材確保をするのに有効な制度であること、さらに事務手続の簡素化につながることなど、一定の合理性を持つ制度であると考えて対応をしているところでございますので、御理解を賜りたいと存じます。以上でございます。

○議長（楠木茂哉） 青山議員。

◆37番（青山圭一） 市長の答弁はわかりました。ただ、やっぱり他の自治体で40年ぐらい勤めて、最後、定年間際に1～2年本市で働いて多額の退職金を支払うと。その逆のケースもあるという話でありますけれども、法律がそういうふうに規定をしているのだからそれでいいということではないと思うんですね。やはり一定の問題があると市長も認識をいただいているようでありますので、これは国及び全自治体に係ることでもありますので、この機会にこの制度のあり方をいま一度見直しをしてみるということを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。